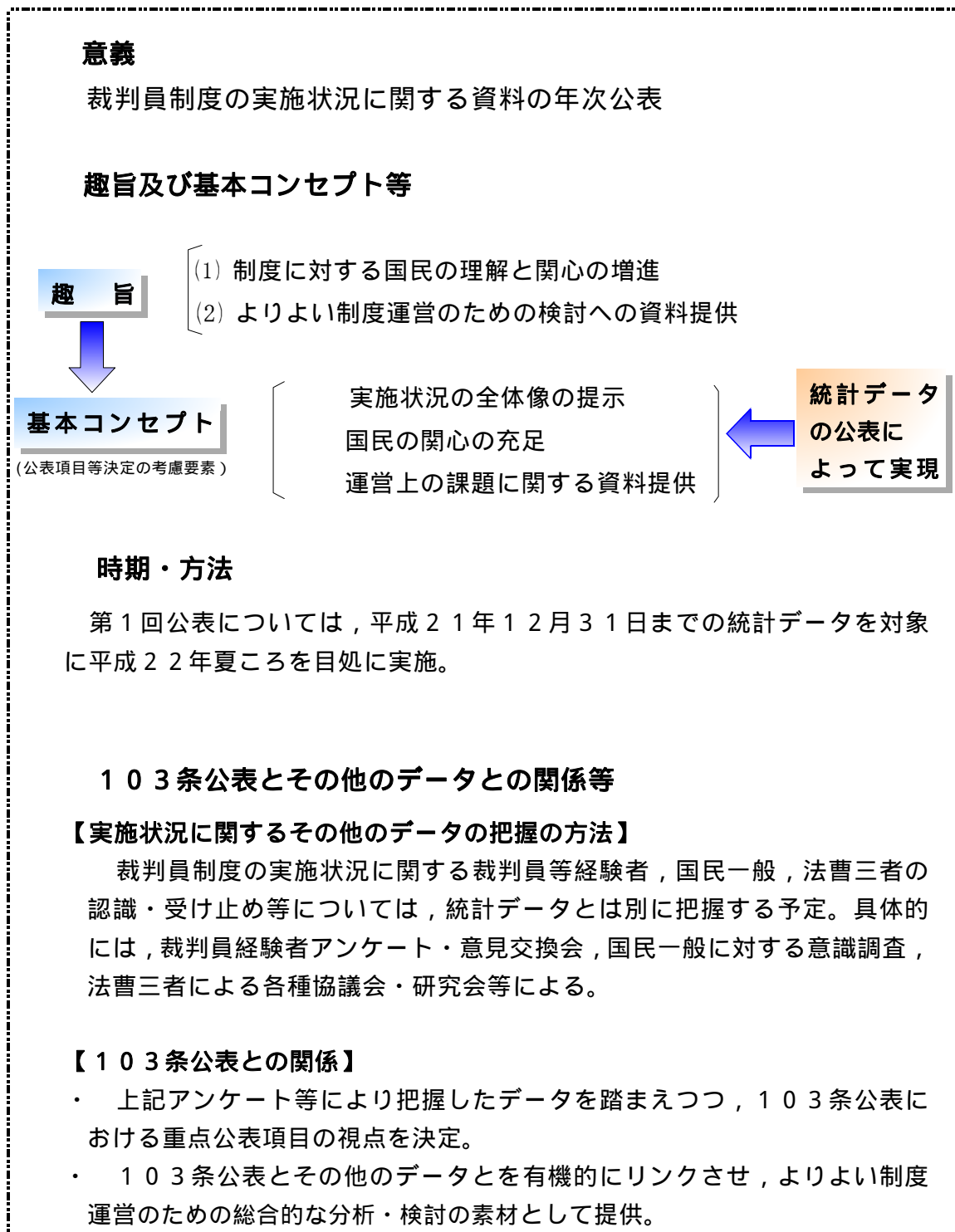


裁判員法103条による実施状況の公表に関する基本コンセプト(案)



時期・方法

第1回公表については、平成21年12月31日までの統計データを対象に平成22年夏ころを目処に実施。

103条公表とその他のデータとの関係等

【実施状況に関するその他のデータの把握の方法】

裁判員制度の実施状況に関する裁判員等経験者、国民一般、法曹三者の認識・受け止め等については、統計データとは別に把握する予定。具体的には、裁判員経験者アンケート・意見交換会、国民一般に対する意識調査、法曹三者による各種協議会・研究会等による。

【103条公表との関係】

- ・ 上記アンケート等により把握したデータを踏まえつつ、103条公表における重点公表項目の視点を決定。
- ・ 103条公表とその他のデータとを有機的にリンクさせ、よりよい制度運営のための総合的な分析・検討の素材として提供。

【裁判員法103条】

最高裁判所は、毎年、対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他この法律の実施状況に関する資料を公表するものとする。